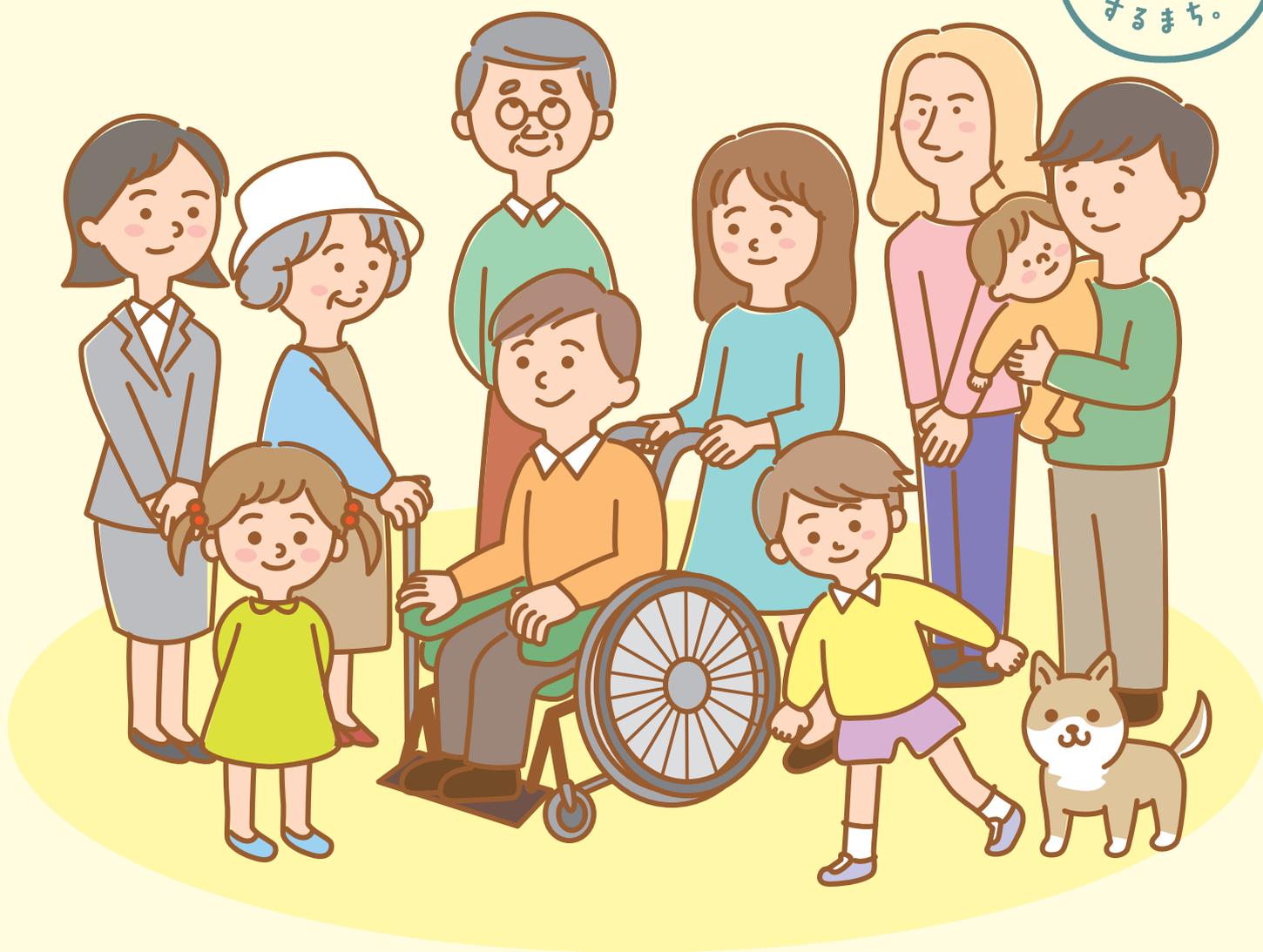
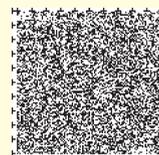


# 藤沢市人権施策推進指針【改定版】

～一人ひとりの市民が尊重され、  
ともに生きるまちづくりに向けて～



2016年(平成28年)3月  
藤沢市



人権とは、すべての人が、生まれながらにして、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利です。

人は、誰でも、自由で平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、人を思いやる心をもって行動することが大切です。

藤沢市は、人権が尊重されるまちづくりに向けて、人権を尊重した施策を推進するため、「藤沢市人権施策推進指針」を定め、市をあげて人権施策の推進に取り組んでいます。

## 藤沢市人権施策推進指針「策定」の趣旨

すべての人は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、世界人権宣言第2条（※1）や日本国憲法第14条（※2）に示されているように、不当な差別を受けることなく、個人として最大限尊重されなければなりません。

人権を考えるに当たっては、個人の尊重を基本に据えることが不可欠です。

一方、人は、一人では生きていくことはできず、他の人と関わりあいながら、社会生活を営まなければなりません。すべての人に人権を保障するためには、それぞれの人権を互いに尊重しあう必要があります。すなわち、多様な人々が互いの存在を認めあいながら、ともに支えあって生きるという共生社会の実現が、すべての人の人権を保

障することになります。

本市では、人権施策の推進を目的として、2007年（平成19年）2月、職員に向けたガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念、現状と課題、及び今後、取り組むべき方向性を示した「藤沢市人権施策推進指針」を策定しました。

あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に向けて、各種施策を推進するに当たり、人権尊重の視点から何を大切にして、進めたらよいかを明らかにしています。

藤沢市は、人権が尊重されるまちづくりに向けて、人権施策推進指針に基づき、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。

※1 世界人権宣言《1948年（昭和23年）》第2条

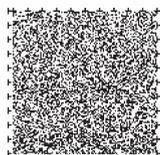
すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

※2 日本国憲法《1947年（昭和22年）》第14条〔法の下での平等〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



「キュンとするまち。藤沢」  
公式マスコットキャラクター  
ふじキュン♡



# 藤沢市人権施策推進指針「改定」に当たって

「藤沢市人権施策推進指針」は、策定から9年が経過し、この間、就労構造の変化や情報通信技術の高度化など社会情勢が変化する中で、インターネット上での人権侵害など人権に関する新たな課題も生じています。

また、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」が制定されるなど、人権に関する新たな法令等への対応や整合性を図る必要も生じています。

この度、このような社会情勢の変化等に対応するため、「藤沢市人権施策推進指針」を改定し、更なる人権施策の推進を図るものです。

## 改定に当たって留意した主な視点

- 喫緊の人権課題への対応
- 新たな人権課題への対応
- 理解が進んでいない人権課題への対応

今後は、社会情勢の変化等に対応するため、概ね5年ごとに人権に関する市民意識調査を行い、市民の人権意識やニーズ等を的確に捉えます。

また、概ね5年ごとの調査結果に基づき、その都度改定を行うこととします。

# 藤沢市人権施策推進指針がめざすもの

## 基本理念 人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由、平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることです。

すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため「人権文化」を育むまちづくりを人権指針の基本理念として、あらゆる施策を推進します。

## 基本目標

### ■個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

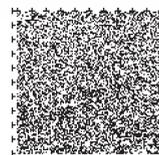
だれもが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

### ■ともに支えあい、ともに生きる社会の構築

お互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、さまざまな人々がともに支えあい、ともに生きる社会を築くことをめざします。

### ■協働による施策の推進

人権尊重の視点に立って、市民・NPO・企業・各種団体等と協働し、人権施策を推進します。



# 藤沢市人権施策の総合的な推進に向けて

**新**：今回の改正により新たに位置付けたもの

## 1 人権教育・人権啓発の推進

- ① 学校教育における取組
- ② 社会教育における取組
- ③ 関係機関と連携した意識啓発の推進 **新**
- ④ 個別課題に関する意識啓発 **新**
- ⑤ 情報バリアフリー施策の推進 **新**
- ⑥ 特定職業従事者<sup>(※)</sup>に対する啓発
- ⑦ 現場体験型研修の推進 **新**

※特定職業従事者：人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（13業種）

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者  
《「国が定める『人権教育・啓発に関する基本計画』」に規定》

## 2 相談・支援の充実

- ① 相談窓口の充実
- ② 相談・支援・救済に向けた連携
- ③ 相談員の養成と確保

## 3 推進体制の整備

- ① 組織及び体制の充実
- ② 職員への人権研修
- ③ 人権情報の収集と活用

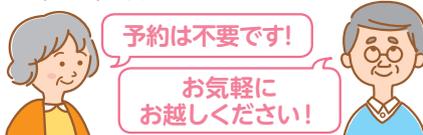
## 4 個人情報保護の対策

- ① 個人情報の適正な管理及び情報公開の適切な取扱い
- ② 情報資産の適正な取扱い **新**
- ③ 本人通知制度の運用 **新**

### TOPICS

#### 藤沢市定例人権相談

藤沢市では、人権擁護委員による定例の人権相談を開設し、さまざまな人権の相談に応じています。



**とき** 毎週金曜日 午後1～4時  
(祝日及び年末年始を除く)

**ところ** 藤沢市役所 市民相談室

#### 『人権擁護委員』の活動

人権擁護委員は、市町村の区域で人権擁護活動を行うため、法務大臣から委嘱された民間の方々です。藤沢市では、市内各地区と弁護士会から選出された人権擁護委員が人権相談のほか、さまざまな啓発活動を行っています。

#### ふじさわ人権協議会

藤沢市では、人権に関するさまざまな分野・団体から選出された委員と公募委員により構成する「ふじさわ人権協議会」を組織し、市の人権施策全般に対して、協議及び助言等を行っています。

# 分野別人権施策の推進

## 1 男女平等の社会づくりに向けて

- (1) 男女間の賃金格差と職場における待遇格差の是正
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (3) 働きやすい労働環境の整備 **新**
- (4) ドメスティック・バイオレンス (DV) の根絶と被害者救済対策の充実
- (5) ハラスメントの根絶と被害者救済
- (6) 防災分野における男女平等の推進 **新**
- (7) 男女平等教育と意識啓発の推進
- (8) 推進体制の充実及びネットワークの整備

## 2 子どもの人権を尊重するために

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 教職員への人権意識啓発の取組 **新**
- (4) 子育て支援の充実
- (5) 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進
- (6) 子どもの意見尊重と人権擁護
- (7) 小・中・特別支援学校における「藤沢の支援教育」の推進 **新**
- (8) 子どものいじめ防止等の取組 **新**
- (9) 外国につながる子どもへの学習及び生活支援の推進
- (10) 子どもの貧困対策の推進 **新**

## 3 高齢者の人権を尊重するために

- (1) 権利擁護体制の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 高齢者虐待防止の取組 **新**
- (4) 認知症の人及び家族への支援 **新**
- (5) 介護施設サービスの利用者支援の取組 **新**
- (6) 就労支援の充実 **新**
- (7) 支えあいの地域社会づくり **新**
- (8) 情報提供の充実
- (9) 災害時の避難支援体制の推進
- (10) バリアフリー社会の推進
- (11) 福祉事業者・従事者への人権啓発の支援
- (12) 高齢者理解の教育、啓発の推進

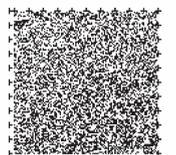
## 4 障がいのある人の人権を尊重するために

- (1) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組 **新**
- (2) 権利擁護体制の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 障がい者虐待防止の取組 **新**
- (5) 福祉サービスの充実
- (6) 就労支援体制の充実 **新**
- (7) 社会活動への支援
- (8) 災害時の避難支援体制の推進
- (9) バリアフリー社会の推進
- (10) 心のバリアフリーの促進 **新**
- (11) 障がい理解の教育、研修の推進

### 人権啓発に関する 取組への支援

藤沢市では、地域団体・学校・企業等における啓発事業の実施にあたり、啓発DVDの貸し出しなどの支援を行っています。  
お気軽にご連絡ください。

### TOPICS



## 5 同和問題(部落差別)を解決するために

- (1) 相談体制の充実と当事者団体との連携
- (2) 実態の把握
- (3) 個人情報保護
- (4) 同和問題に関する教育・啓発の推進
- (5) 就職差別解消のための啓発
- (6) えせ同和行為への対抗策

## 6 外国につながる市民の人権を尊重するために

- (1) 外国につながる市民の権利の保障
- (2) 外国につながる市民の市政への参加促進
- (3) コミュニケーション支援 **新**
- (4) 相談・支援体制の充実
- (5) 教育支援 **新**
- (6) 就学支援
- (7) 就労支援の充実 **新**
- (8) 保健・医療・福祉・介護支援
- (9) 住宅入居等への支援
- (10) 災害時の対応に備えた施策の充実
- (11) 国際理解教育・啓発の推進

## 7 患者等の人権を尊重するために

- (1) 患者本位の保健・医療サービスの推進
- (2) 保健・医療・福祉・介護サービスの充実と人権意識啓発の取組支援
- (3) 感染症や精神疾患等の患者についての正しい知識の普及啓発の推進

## 8 就労者の人権を尊重するために

- (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境の整備
- (2) 男女が平等に働くことのできる就労環境の整備 **新**
- (3) 対象者に応じた就労支援の充実 **新**
- (4) 就労者の権利に関する啓発の推進
- (5) ハラスメントの根絶と被害者救済 **新**
- (6) 労働相談の充実

## 9 犯罪被害者の人権を尊重するために

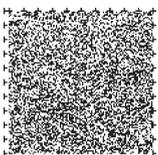
- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発
- (3) 犯罪被害者等の支援施策の検討 **新**

## 10 ホームレス(野宿生活者)の人権を尊重するために

- (1) 実態の把握
- (2) 自立支援・生活支援
- (3) 健康維持への対策
- (4) 当事者、支援団体との連携
- (5) 教育・啓発活動の推進

## 11 インターネット上における人権を尊重するために **新**

- (1) 適正なインターネット利用の推進 **新**
- (2) インターネット上における「いじめ」などから子どもを守る取組 **新**



## 12 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権を尊重するために **新**

- (1) 啓発活動の推進 **新**
- (2) 相談・支援 **新**
- (3) 「性別」情報の取得等の対応 **新**
- (4) 学校教育における子どもへの対応、配慮 **新**
- (5) 関係機関との連携 **新**
- (6) 先進的な取組事例等の調査研究 **新**

## 13 さまざまな人の人権を尊重するために

- (1) さまざまな人の人権
  - ① 先住民族の人権
  - ② 刑を終えて出所した人の人権
  - ③ 北朝鮮当局による拉致被害者の人権 **新**
  - ④ 震災等の被災者の人権 **新**
  - ⑤ 婚外子の人権
  - ⑥ 戸籍に記載がない人の人権 **新**
  - ⑦ 難民の人権 **新**
- (2) さまざまな人権課題
  - ① 人身取引 **新**
  - ② 貧困・生活困窮 **新**
  - ③ 自殺 **新**
  - ④ 複合差別
  - ⑤ 差別落書き **新**

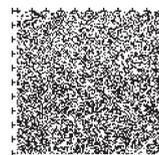
## 藤沢市の今後の人権行政のあり方

- 人権行政の推進とチェック機能
- 人権に関する拠点施設の検討
- 市民との協働
- 人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討

### 藤沢市子どもをいじめから守る条例 【2015年(平成27年)4月施行】

藤沢市は、いじめのない社会の実現をめざして、子どもをいじめから守るための基本理念や社会の役割などを定めた「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定しました。

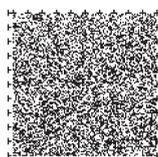
いじめのない社会をめざして、  
いじめを許さない文化と風土をつくりましょう



# 人権に関する主な相談機関

	相談機関	連絡先・電話番号	
全般	みんなの人権110番	法務省全国共通 人権相談ダイヤル	 0570-003-110
	いじめ相談ホットライン (24時間365日対応)	藤沢市教育指導課	 0466-25-2500
子ども	子ども虐待ほっとライン	藤沢市子ども家庭課	 0466-50-7714
	学校生活や学校教育に 関する電話相談	藤沢市学校教育相談センター	 0466-90-0660
	24時間子どもSOSダイヤル (24時間365日対応)	神奈川県立総合教育センター 教育相談センター	 0466-81-8111
	児童相談所全国共通ダイヤル (24時間365日対応)	お近くの児童相談所	 189
	人権・子どもホットライン (子ども専用電話)	神奈川県県民局	 0466-84-1616
	子ども・家庭110番	神奈川県中央児童相談所	 0466-84-7000
	子どもの人権110番	法務省全国共通 フリーダイヤル	 0120-007-110
高齢者	高齢者虐待防止 専門相談窓口	藤沢市高齢者支援課	 0466-25-1111
障がい者	障がい者 虐待防止センター	藤沢市障がい福祉課	 0466-25-1111
女性	一般相談・DV相談	藤沢市福祉事務所	 0466-25-1111
		藤沢市福祉保健総合相談室	 0466-25-1111
	女性のためのDV相談窓口	神奈川県配偶者暴力相談 支援センター	 0466-27-9799  0466-26-5550  0466-26-5551
	女性の人権ホットライン	法務省全国共通ナビダイヤル	 0570-070-810
男性	DV男性被害者相談窓口	神奈川県配偶者暴力相談 支援センター	 0570-033-103
	DVに悩む男性のための 相談窓口	神奈川県配偶者暴力相談 支援センター	 0570-783-744
	DVに悩む男性のための 電話相談	一般社団法人 神奈川人権センター	 045-758-0918

※上記各相談機関における相談対応の開設計時は、それぞれの機関により異なります。  
詳しくは、各機関にお問い合わせください。



## 藤沢市人権施策推進指針【概要版】 2016年(平成28年)3月

藤沢市企画政策部人権男女共同参画課 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
 0466-25-1111 (内線2132) FAX 0466-24-5928  
 E-メール jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市ホームページ：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjyo>